

## 交野市立幼稚園条例（案）

## （設置）

第 1 条 本市に居住する幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するため、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条の規定に基づき、交野市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)を設置する。

## （定義）

第 2 条 この条例の用語の意義は、学校教育法及び子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）の定めるところによる。

## （名称・位置及び定員）

第 3 条 幼稚園の名称・位置及び定員は、別表のとおりとする。

## （職員）

第 4 条 幼稚園に園長及び教諭のほか、必要な職員を置く。

## （入園資格）

第 5 条 幼稚園に入園できる者は、本市に保護者とともに居住する者で、小学校就学前 2 年の幼児とする。

## （入園許可）

第 6 条 幼稚園に幼児を入園させようとする保護者は、本市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 委員会は、幼児の保育上又は管理上不相当と認めるときは、入園を許可しないことができる。

## （保育料等）

第 7 条 支援法第 19 条第 1 項第 1 号の認定を受けた支給認定子ども（以下「1 号認定子ども」という。）の支給認定保護者又はその扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）は、支給認定の有効期間内において、幼稚園から当該 1 号認定子どもが教育給付を受けたときは、支援法第 27 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を保育料として市長に納付しなければならない。

2 前項の規定による保育料は、市長が別に定める。

3 預かり保育（幼稚園における教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動という。以下同じ。）を受けようとする園児の支給認定保護者等は、規則の定めるところにより、預かり保育に係る保育料（以下「預かり保育料」という。）として、次に定める額を市長に納付しなければならない。

(1) 預かり保育料 園児 1 人につき 400 円(日額)

(保育料等の減免)

第 8 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(保育料等の納付)

第 9 条 保育料等は、市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(出席停止又は退園)

第 10 条 委員会は、支給認定保護者等が保育料等を滞納したとき、又は園児を 1 か月以上無断で欠席させたとき並びに委員会において園児が保育上又は管理上不相当と認めるときは、一時その出席を停止し、又はこれを退園させることができる。

(委任規定)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、市長又は委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、支援法の施行の日から施行する。

別表

名称	位置	定員
交野市立第 1 幼稚園	交野市私市 1 丁目 29 番 1 号	60 名
交野市立第 2 幼稚園	交野市星田 5 丁目 2 番 12 号	60 名
交野市立第 3 幼稚園	交野市幾野 3 丁目 18 番 2 号	60 名